

令和 7 年度大船渡市危険空き家除却工事補助金実施要領

1 事業の目的

市内にある管理不全で周辺に悪影響を及ぼしている、または、及ぼすおそれのある空き家の除却を促進し、市民の財産の保護及び生活環境の保全を図るとともに、安全・安心に暮らせるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

2 補助対象となる空き家

以下の全てを満たす空き家

- (1) 市内の空き家のうち、居住その他の使用実績が 1 年以上ないもの。
- (2) 用途が専用住宅または併用住宅で、店舗または事務所等との併用住宅の場合は、住居部分の床面積が延床面積の 1/2 以上のもの。(長屋と共同住宅は補助対象外です。)
- (3) 倒壊、部材の落下及び飛散等の危険性があり、周囲に悪影響を及ぼし、または及ぼすおそれがあるもの。(※事前調査で判定します。)
- (4) 公共事業等の物件移転補償の対象となっていないもの。
- (5) 特定空家等に認定されたものの場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 2 項に規定する勧告を受けていないもの。
- (6) 法第 13 条に規定する管理不全空家等で勧告を受けたものの場合は、適切な対応を行い、事前調査申請及び交付申請の時点で、当該勧告が解除されていること。

3 補助対象者

以下の全てを満たす個人

- (1) 対象となる空き家の所有者または相続人
(登記事項証明書または固定資産課税台帳に所有者として記載されている方)
- (2) 市税の滞納がない方
- (3) 補助対象となる空き家の権利者等が他にもいる場合、全員から除却工事についての同意を得ている方
- (4) 暴力団員でない方、並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しない方

4 補助対象となる工事

以下の全てを満たすもの

- (1) 補助対象となる空き家の全部を除却する工事
- (2) 次のいずれかの許可または登録を受けた市内事業者が請け負うもの
 - ① 建設業法に基づく許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）
 - ② 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく解体工事業の登録
- (3) 国、県または市の他の制度により、補助金の交付を受けていないもの
- (4) 補助金の交付決定後に着手し、令和 8 年 2 月 27 日（金）までに終了するもの

※交付決定前に工事契約や工事を開始した場合は対象外です。

5 補助率と補助上限額

- ・空き家の除却工事費の 4/5 の額（1,000 円未満切り捨て）で、上限は 50 万円です。
- ・ただし、家財道具等の撤去、運搬、処分費は補助対象外です。

※除却工事費の上限単価は、木造：33,000 円/㎡、非木造：47,000 円/㎡となります。
（令和 7 年度の額。変更の場合あり）

6 申請手続きの概要

(1) 補助金の交付を受けるためには、以下の 2 つの手続きが必要です。

① 事前調査申請

初めに、補助対象となる空き家かを判定するため、「事前調査申請書」を提出いただきます。申請書の受付後、市が現地調査を行い、結果を「事前調査結果通知書」でお知らせします。

② 補助金交付申請（本申請）

①の事前調査の結果、「補助対象空き家である」と通知された場合は、「補助金交付申請書」を提出いただきます。

（①で補助対象外と通知された場合は、交付申請はできません。）

(2) 注意事項

- ・解体工事の契約締結や着手は、補助金の交付決定後に行ってください。（交付決定前に行うと、補助対象外となります。）
- ・詳細は、「手続きの流れ」をご参照願います。

7 受付期間と必要書類

(1) 事前調査申請

受付開始日：令和 7 年 5 月 20 日（火）

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日曜日・祝日を除く）

必要書類一覧	
1	大船渡市危険空き家除却工事補助金事前調査申請書（様式第 1 号）
2	危険空き家の付近見取図
3	危険空き家の現況写真
4	危険空き家の登記事項証明書 （未登記の場合は、固定資産税課税台帳または固定資産税課税明細書の写し）

※補助要件の確認のため、追加で書類の提出をお願いすることがあります。

※補助対象となる空き家と判定された場合でも、その年度の予算状況により、補助金の交付申請や空き家の解体除却工事の時期を翌年度以降にさせていただくようお願いする場合があります。（その場合は、周辺に悪影響がないよう、空き家の適切な管理を引き続き行っていただく必要があります。）

(2) 補助金交付申請（本申請）

事前調査結果通知書で補助対象となる空き家と判定された場合に申請するものです。

- ・ 受付は6月下旬に開始する見込みです。（詳細は、事前調査の結果、補助対象となる方にお知らせします。）
- ・ 受付期限：令和7年12月26日（金） 郵送の場合は必着となります。

※ただし、予算が無くなり次第、受付を終了します。

必要書類一覧	
1	大船渡市危険空き家除却工事補助金交付申請書（様式第3号）
2	誓約書（様式第3号の2）
3	補助対象空き家がある <u>土地の登記事項証明書</u> （未登記の場合は、固定資産税課税台帳又は固定資産税課税明細書の写し）
4	除却工事の内容及び費用がわかる見積書の写し
5	市町村民税に未納がないことを証明する書類（申請者分）
6	申請者の印鑑証明書
7	関係権利者全員の同意書（様式第4号） ※相続人が申請する場合または補助対象空き家が共有名義の場合もしくは所有権以外の権利が設定されている場合に必要
8	関係権利者全員の印鑑証明書 ※相続人が申請する場合または補助対象空き家が共有名義の場合もしくは所有権以外の権利が設定されている場合に必要
9	所有者と申請者等の相続関係が確認できる書類 ※相続人が申請する場合に必要

※補助要件の確認のため、追加で書類の提出をお願いすることがあります。

8 申請書類の提出先・受付方法

(1) 提出先

大船渡市 都市整備部 住宅管理課（市役所本庁舎3階）
〒022-8501 大船渡市盛町字宇津野沢15番地
電話 0192-27-3111（内線324）

(2) 提出方法

持参または郵送によりご提出ください。

9 申請にあたっての留意事項

- ・ いずれの申請も、必要書類が全て揃った時点での受付となります。
- ・ 提出された書類に不備がある場合は受付完了となりませんのでご注意ください。
- ・ 代理人による申請を希望する場合は、委任状の添付が必要となります。
- ・ 空き家の除却後は、住宅用地特例が適用されなくなることから、翌年度からの土地の固定資産税が増額となる場合があります。

10 補助金交付申請後の流れ

(1) 交付決定・工事契約・着手

- ・補助金交付申請に必要な書類が全て揃った時点で受け付けし、内容審査後、適正な場合に補助金交付決定通知書を送付します。

※工事の契約は、必ず、交付決定通知を受け取った後に締結してください。

(2) 工事の変更について

- ・交付決定後に工事内容の変更や中止をするときは、変更（中止）承認申請書（様式第6号）を提出してください。
- ・ただし、軽微な変更については提出不要の場合もあるため、住宅管理課に可否を相談してください。

(3) 工事完了報告書の提出

- ・工事が完了した日から14日以内に下記の書類を提出してください。

- ① 危険空き家除却工事完了実績報告書（様式第9号）
- ② 除却工事に係る請負契約書の写し
- ③ 除却工事費が記載された請求書及び領収書の写し
- ④ 除却工事の内容が確認できる工事写真及び除却工事後の現況写真
- ⑤ 廃棄物処理に関する処分証明書の写し（マニフェスト）
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

※最終提出期限は令和8年3月13日（金）です。期限内に報告書が提出されない場合は、交付決定を取り消す場合があります。

※④⑤については、工事請負業者に準備いただけるよう、契約時にお願いすることをお勧めします。

(4) 補助金交付額の確定

完了実績報告書の提出後、内容を審査し、適正と認められるときは補助金交付額確定通知書を送付します。

(5) 補助金交付請求書の提出

- ・補助金額確定通知書を受け取った後は、速やかに補助金交付請求書（様式第11号）を提出してください。
- ・正しく記載された請求書を受理してから振込までに2～3週間程度かかります。

(6) 交付決定の取り消し

偽りその他不正な手段により補助を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消します。既に補助金を交付している場合は、返還していただきます。

11 その他

補助金に関するQ&A集を作成し、大船渡市ホームページに掲載します。